

集団示威行進等に係る道路使用許可の取扱いについて（概要）

（平成28年3月30日 鹿交規第117号）

本通達は、道路を使用する行為のうちの集団示威行進等については、その性格、態様によっては、交通の安全と円滑に大きな障害を与えることから、その適正な取扱いについての内容を定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 許可に当たっての基本的な考え
- 許可条件
- 許可申請の受理

等である。